No.え﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽ 領　収　証 No.

　日本分析化学会中国四国支部　様

**￥11,137円**

　講演謝礼 11,137円

　源泉徴収額 1,137円

　支払額 10,000円

但し 日本分析化学会中国四国支部　講演会

講演謝礼として

え﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽え﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽え﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽え﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽え﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽﷽ 上記を領収いたしました。

　　年　　月　　日 自宅住所（現住所）：〒　　　-

氏名：

受取人の欄の住所は必ず

自宅住所（現住所）にしてください。

勤務先の住所は不可です。

日付を入れてください。

◎講演会などで講師に1万円の謝礼を支払う時の領収証

この用紙を印刷して使用していただいても結構です。

講演会の講師や講演者に対する謝礼・資料作成には源泉徴収が必要です。

源泉徴収額の計算は以下のようにしてください。

支給総額に対して10.21％を差し引いた金額を支給する。（2013年1月から税率が10.21％に変更されました）

例：1万円を先生にお渡しする場合

10000円÷（1-0.1021）＝11137.09...（1円未満切り捨て）

講演料・謝礼金 11,137円

源泉徴収額 1,137円

支払額 10,000円

講師や講演者に対する謝礼・資料作成を支払った時は、必ず1〜2週間以内に、①受取人の氏名と自宅住所、②講演料謝礼金の金額と支給額、源泉徴収金額、③支給年月日、を支部事務局会計に報告してください。

講師の旅費は源泉徴収は不要です。

日本に住居していない外国人に対する源泉徴収は20.42%となります。

1万円を先生にお渡しする場合は総額で12,565円で、源泉徴収が2,565円になります。

国税庁のHPによりますと「非課税」となっていますが、

非課税にするには別途申請書類が必要です。（20.42%を源泉徴収するのが現実的なようです）